

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、そ
の翌日)

鳥取県告示第八百十号

告 示

◇ 告

示

目 次

土地改良法による換地計画の決定(二件)

土地改良事業計画の適否の決定(二件)

土地改良法による換地計画の適否の決定

保安林の指定の解除

公有水面の埋立ての免許の出願

選挙管理委員会の招集

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の收支に関する報告書の要旨

行政書士試験の実施

液化石油ガス設備士試験の実施

◇ 公 告

告

選管告示

告

示

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、大山地区第三工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年八月十三日

鳥取県知事 平 鴻 三

三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年八月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

昭和57年8月13日 金曜日

鳥取県公報

鳥取県告示第八百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、大山地区第五工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年八月十三日

鳥取県知事 平林鴻 三

昭和五十七年八月十三日

鳥取県知事 平林鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年八月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間

満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百十三号

昭和五十七年六月十五日付けで岸本町から申請のあつた土地改良（小野地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土

鳥取県告示第八百十二号

昭和五十七年六月十五日付けで岸本町から申請のあつた土地改良（福岡地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土

昭和五十七年八月十三日

昭和57年8月13日 金曜日

鳥取県公報

一 縦覧に供する書類	鳥取県知事 平 林 鴻 三	換地計画書の写し
二 縦覧に供する期間	昭和昭和五十七年八月十四日から二十日間	二 縦覧に供する期間
三 縦覧に供する場所	三朝町役場	三 縦覧に供する場所
四 異議の申出	利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。	四 異議の申出
	利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。	
鳥取県告示第八百十四号	鳥取県告示第八百十五号	鳥取県告示第八百十五号
昭和五十七年三月二十九日付けで三朝町から申請のあつた神倉地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
昭和五十七年八月十三日	鳥取県知事 平 林 鴻 三	鳥取県知事 平 林 鴻 三
一 解除に係る保安林の所在場所 鳥取市高路字大藤谷口八三〇の一（次の図に示す部分に限る。）	二 保安林として指定された目的 干害の防備 林道用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産課造林課及び鳥取	一 縦覧に供する書類
鳥取県知事 平 林 鴻 三	鳥取県知事 平 林 鴻 三	二 縦覧に供する期間
三 縦覧に供する場所	三朝町役場	三 縦覧に供する場所
四 異議の申出	利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。	四 異議の申出
	利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。	

昭和57年8月13日 金曜日

鳥取県公報

市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百十六号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び気高町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十七年八月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

船磯漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立区域

(一) 気高郡気高町大字八束水字姫路二七〇六一一地先公有水面

(二) A地区

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び13の地点と10の地点とを直線で結んだ線に囲まれた区域

1の地点 船磯漁港東防波堤灯台（北緯三五度三分〇七秒東経一三四度〇一分一二秒）から一九三度〇〇分一一四・〇〇

三 四度〇一分一一秒）から一九三度〇〇分一一四・〇〇

- メートルの地点（以下「A地点」という。）から一六四度〇〇分一一・五メートルの地点
 2の地点 A地点から一四五度一五分五六・〇〇メートルの地点
 3の地点 A地点から一七四度三〇分七六・〇〇メートルの地点
 4の地点 A地点から一七四度四五分七五・六〇メートルの地点
 5の地点 A地点から一八七度四五分一一〇・〇〇メートルの地点
 6の地点 A地点から一八九度三〇分一〇八・四〇メートルの地点
 7の地点 A地点から一九八度〇〇分九七・〇〇メートルの地点
 8の地点 A地点から二〇九度〇〇分八六・六〇メートルの地点
 9の地点 A地点から二二二度〇〇分七六・〇〇メートルの地点
 B地区
- 次の各地点を順次に直線で結んだ線及び13の地点と10の地点とを直線で結んだ線に囲まれた区域
- 10の地点 A地点から一九二度〇〇分一三・〇〇メートルの地点
 11の地点 A地点から二二四度〇〇分七八・四〇メートルの地点
 12の地点 A地点から二二六度三〇分七八・〇〇メートルの地点
 13の地点 A地点から二一〇九度〇〇分一一・〇〇メートルの地点
 面積
- (一) A地区 三、九四六・九四平方メートル
 B地区 二五〇・一二平方メートル
- 三 埋立てに関する工事の施行区域
- (一) 気高郡気高町大字八束水字姫路二七〇六一一地先公有水面及び陸地

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びキの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 A地点から三五四度三〇分九六・六〇メートルの地点
イの地点 A地点から九四度〇〇分七七・〇〇メートルの地点

ウの地点 A地点から一八七度〇〇分一五四・六〇メートルの地点
エの地点 A地点から一〇一度一五分一三七・〇〇メートルの地点

オの地点 A地点から一三二度四五分一一六・六〇メートルの地点
カの地点 A地点から一三四度四五分七三・〇〇メートルの地点

キの地点 A地点から一七七度〇〇分一〇七・六〇メートルの地点
A地点から二七七度〇〇分一〇七・六〇メートルの地点

(三)面積

二四、三三一・九〇平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 出願年月日

昭和五十七年八月四日

昭和五十七年八月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一 日時 昭和五十七年八月二十四日(火)午前十一時
二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地
三 議題 鳥取県選挙管理委員会委員室
政治・選挙意識調査の実施について

鳥取県選挙管理委員会告示第九十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十七年八月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
鈴野久嘉を励ます会	織田	潔村上	敏雄	鳥取市湖山町北六丁目二〇二
岡空至後援会	中西	芳治黒田	耕	境港市明治町一七三
中野保後援会	片岡	叡岡村	登義	鳥取市今町一丁目一七
藤原南山後援会	西牆	邦夫	河崎佐智夫	鳥取市秋里九五〇一六
	"		"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第九十四号
昭和五十七年第十回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

鳥取県選挙管理委員会告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十七年八月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

政治団体の名称	異動事項	新	旧
常田たかよし後援会	代表者の氏名	岡本清一	岩谷政春
自由民主党若桜町支部	"	盛田一男	岩本敏光
"	会計責任者の氏名	菊川 清	盛田一男
"	主たる事務所の所在地	八頭郡若桜町若桜 一一一三三	八頭郡若桜町若桜 一一一三三
自由民主党 米子市成実支部	代表者の氏名	田村邦夫	三浦時義
"	主たる事務所の所在地	米子市奥谷四五五	米子市宗像二六六

鳥取県選挙管理委員会告示第九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十七年八月十三日

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	備考
鈴野久嘉を励ます会	織田 潔	木下竹藏	鳥取市湖山町北六丁目	二〇二一その他この政治団体

定により告示する。

昭和五十七年八月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

鳥取県選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏
◎ その他の政治団体
政治団体の収支報告書の要旨
政治団体の名称 鈴野久嘉を励ます会

報告年月日 昭和57年7月9日（昭和57年7月8日解散）

- (1) 収入総額 0円
ア 前年繰越額 0円

昭和57年8月13日 金曜日

7

鳥取県公報

- イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定に基づき、行政書士試験を実施するので、行政書士法施行細則（昭和26年4月鳥取県規則第20号）第2条の規定により、次のとおり公告する。

昭和57年8月13日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の期日及び場所

- (1) 期日 昭和57年10月24日（日）
 (2) 場所 鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂
 2 試験の科目等

科 目	方 法	時 間
(1) 行政書士の業務に必要な法令	択一式	2 時間
(2) 一般常識		
(3) 作 文		1 時間

- 3 受験資格
 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者
 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項に規定する者
 (2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間が、これを通算して3年以上になる者
 (3) 知事が(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めた者
- 4 受験手続
 (1) 行政書士試験を受けようとする者は、所定の受験願書に、履歴書、受験資格を有することを証する書面及び写真（出願前1年以内に写したもの上半身名刺型のもの）を添えて、鳥取市東町一丁目220番地（郵便番号680）鳥取県総務部地方課に提出すること。
 (2) 受験願書は、鳥取県総務部地方課で交付する。
 なお、郵便によって受験願書を請求する場合には、あて先を記載し、60円切手をはつた返信用封筒を同封すること。
 (3) 受験願書を提出した者に対しては、受験資格等を審査の上、受験票を交付するので、受験者は、試験当日これを持参すること。
- 5 受験願書受付期間
 昭和57年8月23日（月）から同年9月24日（金）までとする。
 なお、郵送の場合は、昭和57年9月24日（金）までの消印があるものは、有效とする。
- 6 試験手数料及びその納付方法
 (1) 行政書士試験手数料 3,500円
 (2) 納付方法

昭和53年8月13日

第5382号

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

7 合格者の発表

昭和57年11月中旬に鳥取県公報に登載するとともに、合格者にはその旨を通知し、かつ、行政書士試験合格証を交付する。

8 その他

この試験についての問い合わせは、鳥取県総務部地方課（電話0857-26-7057）にすること。

なお、郵便により問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又はあて先を記載し、60円切手をはつた返信用封筒を同封すること。

(2) 試験の科目

科 目	範 囲
液化石油ガス設備工事に 必要な機械器具又は材料 (以下「器具等」とい う。)に関する知識	1 容器及び容器バルブ 2 調整器 3 ガスマーテー 4 気化装置 5 配管用材料 6 配管用工具 7 その他の器具等
配管理論、配管設計及び 燃焼理論	1 配管理論 2 供給設備及び消費設備の設計 3 配管図面の作成及び管理 4 給排気設備の構造及び機能
液化石油ガス設備工事の 施工方法	1 配管用材料及び工具の使用方法 2 硬質管の加工及び接続の方法 3 器具等の取付け方法 4 器具等の腐食防止の方法
供給設備及び消費設備の 検査の方法	1 気密試験の方法 2 漏えい試験の方法
供給設備及び消費設備の 保安に関する法令	法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化 に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）及び 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に關 する法律施行規則（昭和43年通商産業省令第14 号）並びにその他関係法令

1 答記試験

- (1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和57年11月14日（日）午前9時から正午まで
イ 場所 倉吉市福庭285 大平ビル

鳥取公試験

2 技能試験	4 受付期間
技能試験(は、筆記試験の合格者及び筆記試験を免除された者)に対して実施する。	昭和57年9月3日(金)から同月17日(金)まで(郵送による場合は、昭和57年9月17日(金)までの消印のあるものに限る。)
(1) 試験の日時及び場所	5 受験手数料及び納付方法
ア 日時 昭和57年11月28日(日)午前10時から	(1) 受験手数料 9,000円
イ 場所 倉吉市大塚597-1	(2) 納付方法
鳥取県経済農業協同組合連合会倉吉支所	(1) に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。
(2) 試験科目	6 受験料
ア 配管用材料及び工具の使用	筆記試験の受験料は受験願書を提出した者に、技能試験の受験料は筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に交付する。
イ 硬質管の加工及び接続	7 その他
ウ 器具等の取付け	不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。
エ 気密試験の実施	
オ 漏えい試験の実施	
3 受験手続	
次の書類を鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部消防防災課へ提出すること。	
(1) 受験願書	
社団法人鳥取県エンジニアス協会に備付けの所定の用紙によること。 なお、筆記試験の免除を申請する者は、前回の筆記試験に合格した者であることを証明する書類を添付すること。	
(2) 写真	
受験願書提出前6ヶ月以内に脱帽、正面、上半身を撮影した縦6センチメートル、横5センチメートルのものを受験願書の所定の欄にはり付けること。	